16　延納申請書等の具体的記載例

Q　相続税の延納申請をする者ですが、提出書類の具体的な記載方法について教えてください。担保としては土地を提供する予定です。

A　相続税の延納の許可を受けるためには、定められた期日までに、所轄税務署長に対して一定の書類を提出することが必要とされています。このことについては、Q14・Q15で説明しました。

そこでここでは、事例をもとに必要提出書類の記載例を示すことにしましょう。

解　説

延納の申請は、延納の申請をする納税者（相続人等）ごとに行うものですが、ここではQ11の事例をもとに、その記載例を示します（関係書式16―１～16―７参照）。

（事　例）

○相続開始年月日	平成19年２月10日
○法定納期限	平成19年12月10日
○延納申請日	平成19年12月10日
○課税相続財産の価額	391,066,630円
○不動産等の価額	293,534,780円
○納付すべき相続税	116,292,200円
・うち物納申請税額	62,800,000円

・　〃　現金一時納付額　492,200円

・　〃　延納申請税額　53,000,000円

○第１回目の分納期限　平成20年12月10日

○分納税額および分納期間

申請税額の内訳	延納税額	延納年数
不動産等に係る延納税額	40,172,700円	20年
動産等に係る延納税額	12,827,300円	10年

○利子税の割合（不動産等の割合75％以上）

・不動産等に係る延納税額……2.1％（年）

・動産等に係る延納税額……3.2％（年）

○各年分の分納税額

	不動産等に係る分納税額	動産等に係る分納税額	合計分納税額
第１回目	2,020,700円	1,289,300円	3,310,000円
第２回目〜第10回目	2,008,000円	1,282,000円	3,290,000円

第11回目 〜 第20回目	2,008,000円	—	2,008,000円

なお、利子税の金額については、延納申請が許可されますと、後日「相続税延納許可通知書」が延納申請人に送付されてきます。その中に各回分納税額と利子税の金額が明示されることとなります。

＜関係書式16－1＞相続税延納申請書

相続税延納申請書

税務署収受印

杉並　税務署長殿

平成　19年　12月　10日

（〒140－0014）
住所　品川区大井1－7－6
フリガナ
氏　名　森田由美　㊞
（職業）会社員　（電話）03-3778-1234

下記のとおり相続税の延納を申請します。

記

1　延納申請税額

① 納付すべき相続税額	円 116,292,200
② ①のうち 物納申請税額	62,800,000
③ ①のうち農地等の納税猶予をする税額	
④ 差引(①－②－③)	53,492,200
⑤ ④のうち 現金で納付する税額	492,200
⑥ 延納申請税額 (④－⑤)	53,000,000

2　金銭で納付することを困難とする理由

別紙「金銭納付を困難とする理由書」のとおり。

3　不動産等の割合

区分		課税相続財産の価額（③の税額がある場合には農業投資価格によります）	割合
割合の判定	立木の価額	⑦	⑩（⑦／⑨）0.
	不動産等（⑦を含む。）の価額	⑧ 293,534,780	⑪（⑧／⑨）0.7506
	全体の課税相続財産の価額	⑨ 391,066,630	
割合の計算	立木の価額	⑫（千円未満の端数切捨て）,000	⑮（小数点第三位未満切り上げ）⑫／⑭ 0.
	不動産等（⑦を含む。）の価額	⑬（千円未満の端数切捨て）293,534,000	⑯（小数点第三位未満切り上げ）⑬／⑭ 0.751
	全体の課税相続財産の価額	⑭（千円未満の端数切捨て）391,066,000	

4　延納申請税額の内訳

			5 延納申請年数	6 利子税の割合
不動産等の割合（⑪）が75％以上の場合	不動産等に係る延納相続税額（④×⑯と⑥とのいずれか少ない方の金額）	⑰ 40,172,700	（最高）20年以内	20	2.1
	動産等に係る延納相続税額（⑥－⑰）	⑱ 12,827,300	（最高）10年以内	10	3.2
不動産等の割合（⑪）が50％以上75％未満の場合	不動産等に係る延納相続税額（④×⑯と⑥とのいずれか少ない方の金額）	⑲ 00	（最高）15年以内		2.1
	動産等に係る延納相続税額（⑥－⑲）	⑳	（最高）10年以内		3.2
不動産等の割合（⑪）が50％未満の場合	立木に係る延納相続税額（④×⑮と⑥とのいずれか少ない方の金額）	㉑ 00	（最高）5年以内		2.8
	その他の財産に係る延納相続税額（⑥－㉑）	㉒	（最高）5年以内		3.6

7　不動産等の財産の明細　　別紙不動産等の財産の明細書のとおり
8　担　保　　別紙目録のとおり

作成税理士事務所（電話番号）所在地
署名押印
㊞

税務署整理欄	郵送等年月日	担当者印
	平成　年　月　日	

9　分納税額、分納期限及び分納税額の計算の明細

㉓ 期　間	分納期限	延納相続税額の分納税額（1,000円未満の端数が生ずる場合には端数金額は第１回に含めます。）		
		㉔ 不動産等又は立木に係る税額 （⑰÷５の年数）、（⑲÷５の年数）又は（㉑÷５の年数）	㉕ 動産等又はその他の財産に係る税額 （⑱÷５の年数）、（⑳÷５の年数）又は（㉒÷５の年数）	分納税額計 （㉔＋㉕）
第１回	平成20年12月10日	2,020,700円	1,289,300円	3,310,000円
第２回	21年12月10日	2,008,000	1,282,000	3,290,000
第３回	22年12月10日	2,008,000	1,282,000	3,290,000
第４回	23年12月10日	2,008,000	1,282,000	3,290,000
第５回	24年12月10日	2,008,000	1,282,000	3,290,000
第６回	25年12月10日	2,008,000	1,282,000	3,290,000
第７回	26年12月10日	2,008,000	1,282,000	3,290,000
第８回	27年12月10日	2,008,000	1,282,000	3,290,000
第９回	28年12月10日	2,008,000	1,282,000	3,290,000
第10回	29年12月10日	2,008,000	1,282,000	3,290,000
第11回	30年12月10日	2,008,000		2,008,000
第12回	31年12月10日	2,008,000		2,008,000
第13回	32年12月10日	2,008,000		2,008,000
第14回	33年12月10日	2,008,000		2,008,000
第15回	34年12月10日	2,008,000		2,008,000
第16回	35年12月10日	2,008,000		2,008,000
第17回	36年12月10日	2,008,000		2,008,000
第18回	37年12月10日	2,008,000		2,008,000
第19回	38年12月10日	2,008,000		2,008,000
第20回	39年12月10日	2,008,000		2,008,000
計		（⑰、⑲又は㉑の金額） 40,172,700	（⑱、⑳又は㉒の金額） 12,827,300	（⑥の金額） 53,000,000

10　その他参考事項

右の欄の該当の箇所を○で囲み住所氏名及び年月日を記入してください。	被相続人、遺贈者	（住所）　杉並区阿佐谷南１－２－３	
		（氏名）　森田泰造	
	相続開始　遺贈年月日		平成19年２月10日
	申告（期限内、期限後、修正）、更正、決定年月日		平成19年12月10日
納　　期　　限			平成19年12月10日
物納申請の却下に係る延納申請である場合は、当該却下に係る「相続税物納却下通知書」の日付及び番号			第　　号 平成　年　月　日

＜関係書式16－２＞各種確約書

氏　名　森田　由美

各種確約書

提供しようとする担保が以下に掲げるものである場合、担保の種類に応じて以下の確約が必要となりますので、該当する事項を確認した上、該当欄文頭の□にチェックしてください。

なお、担保の種類が複数の場合、該当するすべての事項にチェックしてください。

【土地】

【抵当権設定手続関係書類提出確約書】

☑　私の延納申請に関して、税務署長から次の書類の提出を求められた場合には、速やかに提出することを約します。

1　担保（土地）所有者の抵当権設定登記承諾書

2　担保（土地）の所有者の印鑑証明書

【建物、立木、及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに登記を受けた建設機械（以下「建物等」という。）で保険に付したもの】

【抵当権設定手続関係書類提出確約書】

□　私の延納申請に関して、税務署長から次の書類の提出を求められた場合には、速やかに提出することを約します。

1　担保（建物等）所有者の抵当権設定登記（登録）承諾書

2　担保（建物等）の所有者の印鑑証明書

【鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団（以下「財団等」という。）】

【抵当権設定手続関係書類提出確約書】

□　私の延納申請に関して、税務署長から次の書類の提出を求められた場合には、速やかに提出することを約します。

1　担保（財団等）所有者の抵当権設定登記（登録）承諾書

2　担保（財団等）の所有者の印鑑証明書

＜関係書式16－３＞金銭納付を困難とする理由書

金銭納付を困難とする理由書

平成　19　年　12　月　10　日

杉並　税務署長　殿

住　所　品川区大井１－７－６
氏　名　森田由美　　㊞

平成19年２月10日付相続（被相続人森田泰造）に係る相続税の納付については、納期限までに一時に納付することが困難であり、その納付困難な金額は次の表の計算延納によっても金銭で納付することが困難であり、のとおりであることを申し出ます。

１　納付すべき相続税額（相続税申告書第１表㉓の金額）		A	116,292,200円
２　納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額		B	492,200円
３　延納許可限度額	【A－B】	C	115,800,000円
４　延納によって納付することができる金額		D	53,000,000円
５　物納許可限度額	【C－D】	E	62,800,000円

２　納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額の計算	(1)　相続した現金・預貯金等	（イ＋ロ－ハ）	【　1,317,200円】	
	イ　現金・預貯金(相続税申告書第15表㉑の金額)	（　6,762,200円）		
	ロ　換価の容易な財産(相続税申告書第11表・第15表該当の金額)	（　0円）		
	ハ　支払費用等	（　5,445,000円）		
	内訳　相続債務(相続税申告書第15表㉝の金額)	［　1,500,000円］		
	葬式費用(相続税申告書第15表㉞の金額)	［　1,945,000円］		
	その他(支払内容：自宅改修　　)	［　1,500,000円］		
	(支払内容：子供入学金　　)	［　500,000円］		
	(2)　納税者固有の現金・預貯金等	（イ＋ロ＋ハ）	【　500,000円】	
	イ　現金	（　100,000円）	←裏面①の金額	
	ロ　預貯金	（　400,000円）	←裏面②の金額	
	ハ　換価の容易な財産	（　円）	←裏面③の金額	
	(3)　生活費及び事業経費	（イ＋ロ）	【　1,325,000円】	
	イ　当面の生活費(３月分)うち申請者が負担する額	（　1,325,000円）	←裏面⑪の金額×３／12	
	ロ　当面の事業経費	（　円）	←裏面⑭の金額×１／12	
	Bへ記載する	【(1)＋(2)－(3)】	B	【　492,200円】

４　延納によって納付することができる金額の計算	(1)　経常収支による納税資金（イ×延納年数(最長20年)）＋ロ	【53,000,000円】		
	イ　裏面④－（裏面⑪＋裏面⑭）	（　2,583,750円）		
	ロ　上記２(3)の金額	（　1,325,000円）		
	(2)　臨時的収入	【　円】	←裏面⑮の金額	
	(3)　臨時的支出	【　円】	←裏面⑯の金額	
	Dへ記載する	【(1)＋(2)－(3)】	D	53,000,000円

添付資料

□　前年の確定申告書（写）・収支内訳書（写）
□　前年の源泉徴収票（写）
□　その他（　　）

（裏面）

1　納税者固有の現金・預貯金その他換価の容易な財産

手持ちの現金の額			①	100,000円
預貯金の額	みずほ／品川（400,000円）	／　（　　円）	②	400,000円
	／　（　　円）	／　（　　円）		
換価の容易な財産	（　　円）	（　　円）	③	円
	（　　円）	（　　円）		

2　生活費の計算

給与所得者等：前年の給与の支給額 事業所得者等：前年の収入金額	④	7,883,750円
申請者　100,000円×12	⑤	1,200,000円
配偶者その他の親族　（　2人）×45,000円×12	⑥	1,080,000円
給与所得者：源泉所得税、地方税、社会保険料（前年の支払額） 事業所得者：前年の所得税、地方税、社会保険料の金額	⑦	1,100,000円
生活費の検討に当たって加味すべき金額 （加味した内容の説明・計算等 治療費月100,000円×12、学費月60,000円×12）	⑧	1,920,000円
生活費（1年分）の額（⑤+⑥+⑦+⑧）	⑨	5,300,000円

3　配偶者その他の親族の収入

氏名	（続柄　）	前年の収入（　　円）	⑩	0円
氏名	（続柄　）	前年の収入（　　円）		
申請者が負担する生活費の額　⑨×（④／（④+⑩））			⑪	5,300,000円

4　事業経費の計算

前年の事業経費（収支内訳書等より）の金額	⑫	円
経済情勢等を踏まえた変動等の調整金額 調整した内容の説明・計算等 （　　）	⑬	円
事業経費（1年分）の額（⑫+⑬）	⑭	円

5　概ね1年以内に見込まれる臨時的な収入・支出の額

臨時的収入		年　月頃（　　円）	⑮	円
		年　月頃（　　円）		
臨時的支出		年　月頃（　　円）	⑯	円
		年　月頃（　　円）		

＜関係書式16－４＞不動産等の財産の明細書

不動産等の財産の明細書

納税者氏名	森田　由美

被相続人	森田　泰造

種　類	不動産等の内訳		相続税申告書第15表における該当欄	価　額
土　地（土地の上に存する権利を含む。）	田		①	
	畑		②	
	宅　　地		③	234,784,780
	山　　林		④	
	その他の土地		⑤	
	計		⑥	234,784,780
	⑥のうち特例農地等	通常価額	⑦	
		農業投資価格による価額	⑧	
家　屋　・　構　築　物			⑨	24,250,000
事業（農業）用資産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産		⑩	
有　価　証　券	特定同族会社の株式及び出資	配当還元方式によったもの	⑮	
		その他の方式によったもの	⑯	34,500,000
その他の財産	立　　木		㉕	
課税相続財産の価額			㉘	391,066,630
不動産等の価額（⑥＋⑨＋⑩＋⑮＋⑯＋㉕）			㉚	293,534,780
農業投資価格による課税相続財産の価額（㉘－⑦＋⑧）			㉛	
農業投資価格による不動産等の価額（㉚－⑦＋⑧）			㉜	

※　相続税申告書第15表の該当のある欄の金額を「価額」欄に転記してください。

税務署整理欄	

＜関係書式16－5＞延納申請書別紙（担保目録及び担保提供書：土地）

延納申請書別紙（担保目録及び担保提供書：土地）

1　担保物件

土地の表示（所在、地番、地目、地積）	価　額	担保権等			
		債務金額	設定年月日	順位	権利者の住所氏名
杉並区阿佐谷南83丁目10番27	円 234,784,780				

2　担保提供書

以下の国税の担保として「1　担保物件」に記載した物件を提供します。

(1)　原　因　　平成19年2月10日相続による相続税及び利子税の額に対する延納担保

(2)　納税額　　金　65,166,100　円

内訳　　相続税額金　53,000,000　円

及び利子税の額　12,166,100　円

延滞税の額　国税通則法所定の額

(3)　担保所有者が納税者（延納申請者）以外の所有の場合

上記の担保の提供に同意します。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

＜関係書式16－６＞延納担保財産チェックリスト（土地）

延納担保財産チェックリスト（土地）

納税者氏名	森田　由美

延納担保財産（土地）の所在等				
所　在	杉並区阿佐谷南83丁目			
地　番	10番27			
地　目	宅地			
地　積	（登記上）	229.75㎡	（実測数量）	

【延納申請書関係書類】

提出要否	チェック	提出書類
☑	☑	延納申請書
☑	☑	担保目録及び担保提供書（土地）【延納申請書別紙】
☑	☑	金銭納付を困難とする理由書【延納申請書別紙】
☑	☑	抵当権設定手続関係書類提出確約書（各種確約書）【延納申請書別紙】
□	□	森林計画伐採立木に係る相続税の延納の明細書
□	□	緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納の明細書
☑	☑	不動産等の財産の明細書

【担保提供手続関係書類】

□　共通

提出要否	チェック	提出書類
☑	☑	登記事項証明書（登記簿謄本）
☑	☑	固定資産税評価証明書

【第三者の財産を担保とする場合】

□　通常の場合

提出要否	チェック	提出書類
□	□	担保物所有者の印鑑証明書

□　未成年者（又は成年被後見人）が、法定代理人である納税者のための担保を提供する場合

提出要否	チェック	提出書類
□	□	特別代理人の資格を証する書面として、審判書謄本
□	□	特別代理人の印鑑証明書

□　物上保証人が法人である場合

提出要否	チェック	提出書類
□	□	法人の代表者の資格を証する書面（資格証明書、商業登記簿謄（抄）本）
□	□	法人の印鑑証明書

【納税者が未成年者等の場合】

□　未成年者の場合

提出要否	チェック	提出書類
□	□	未成年者の戸籍謄（抄）本
□	□	法定代理人（親権者又は未成年後見人）の印鑑証明書

□　成年被後見人の場合

提出要否	チェック	提出書類
□	□	成年被後見人の登記事項証明書
□	□	成年後見人の印鑑証明書

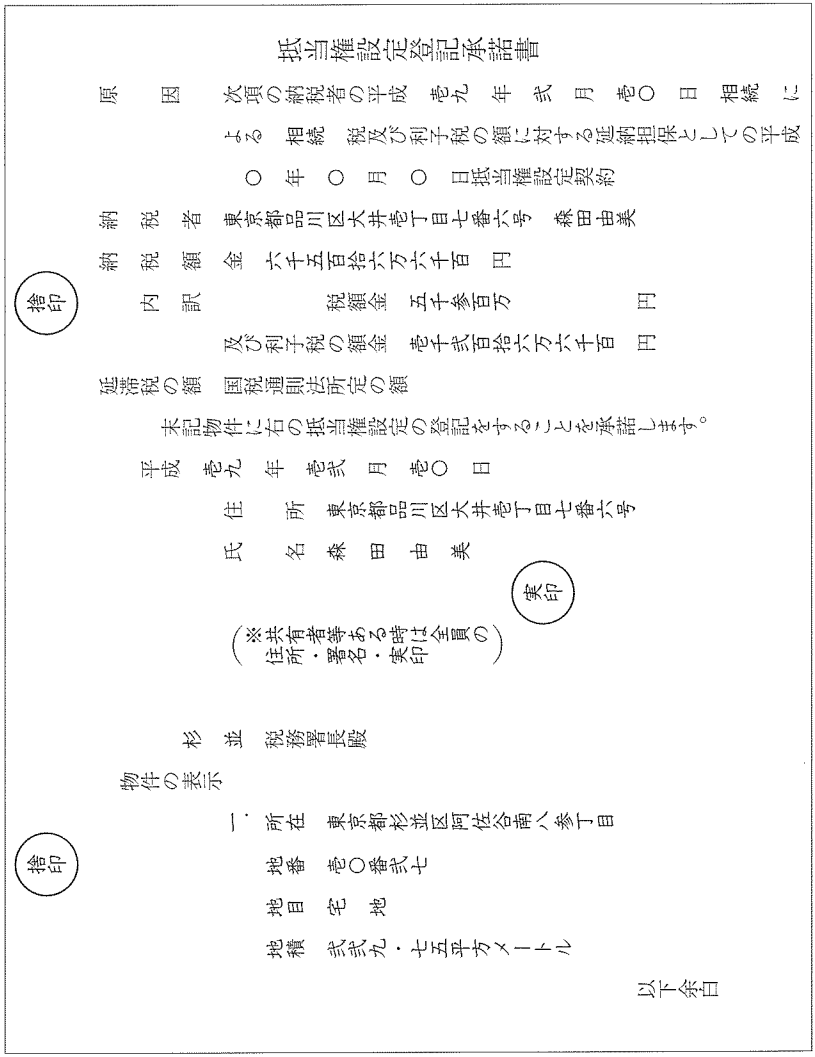
□　被保佐人又は被補助人（延納担保の提供手続について代理権が付与されている場合）

提出要否	チェック	提出書類
□	□	被保佐人又は被補助人の登記事項証明書
□	□	保佐人又は補助人の印鑑証明書

□　被保佐人又は被補助人（延納担保の提供手続について代理権が付与されていない場合）

提出要否	チェック	提出書類
□	□	被保佐人又は被補助人の登記事項証明書
□	□	被保佐人又は被補助人の印鑑証明書
□	□	保佐人又は補助人の同意書及び印鑑証明書

＜関係書式16－7＞抵当権設定登記承諾書



抵当権設定登記承諾書

原　因　次項の納税者の平成壱九年弐月壱〇日相続による相続税及び利子税の額に対する延納担保としての平成〇年〇月〇日抵当権設定契約

納税者　東京都品川区大井壱丁目七番六号　森田由美

納税額　金　六千五百拾六万六千百　円

内訳　税額金　五千参百万　円

及び利子税の額金　壱千弐百拾六万六千百　円

延滞税の額　国税通則法所定の額

捨印

未記物件に右の抵当権設定の登記をすることを承諾します。

平成壱九年壱弐月壱〇日

住所　東京都品川区大井壱丁目七番六号

氏名　森田由美　実印

（※共有者等ある時は全員の住所・署名・実印）

杉並税務署長殿

物件の表示

一．所在　東京都杉並区阿佐谷南八参丁目

地番　壱〇番弐七

地目　宅地

地積　弐弐九・七五平方メートル

以下余白

捨印

(注)一．数字は漢数字

二．捨印は署名者全員

三．署名，実印，捨印のみで提出してもよい。

＜関係書式16－８＞納税保証書

納税保証書

金　　円（延納税額の最終納付期日平成　　年　　月　　日）及び分納期限までの利子税の額
金　　円並びにその税金が完納に至るまでの期間に対応する延納税額に係る延滞税の額の納税
を私において（私達保証人連帯をもって）保証いたします。

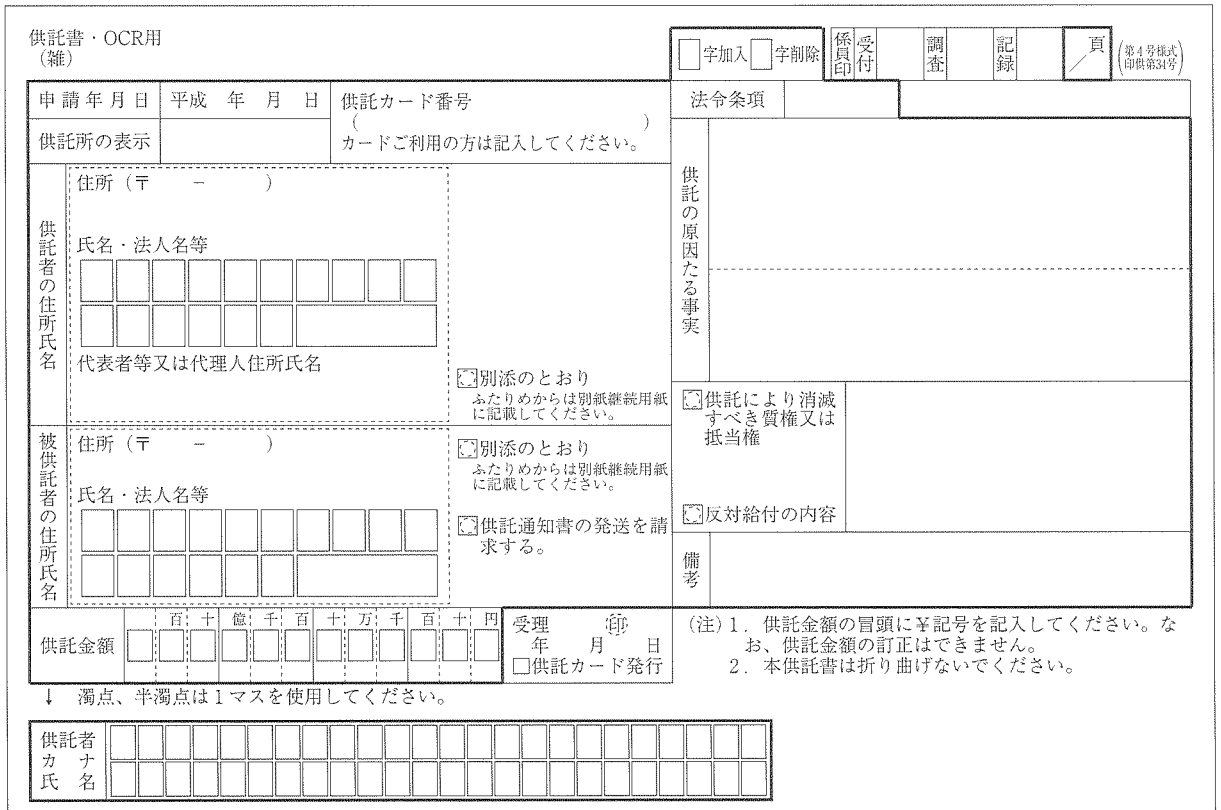
納税義務者　　の平成　　年度　　税金　　円のうち延納税額

平成　　年　　月　　日

保証人　住所　　㊞
　　氏名　　㊞
　　住所
　　氏名　　㊞

国税局長
税務署長　殿

<関係書式16－9>供託書



供託書・OCR用
（雑）

□字加入 □字削除

係員印	受付	調査	記録	頁

（第4号様式 印供第34号）

申請年月日	平成　年　月　日	供託カード番号 （　　） カードご利用の方は記入してください。
供託所の表示		

法令条項

供託者の住所氏名

住所（〒　－　）

氏名・法人名等

代表者等又は代理人住所氏名

□別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

被供託者の住所氏名

住所（〒　－　）

氏名・法人名等

□別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

□供託通知書の発送を請求する。

供託の原因たる事実

□供託により消滅すべき質権又は抵当権

□反対給付の内容

備考

供託金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

受理　　印
年　月　日
□供託カード発行

（注）1．供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。
2．本供託書は折り曲げないでください。

↓　濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者カナ氏名	

＜関係書式16－10＞相続税延納許可通知書

相続税延納許可通知書

（住　所）

（氏　名）　殿

番　号

平成　年　月　日付で申請のあった相続税の延納は、下記1のとおり許可しましたから通知します。
なお、分納税額及び分納期限等は、下記2のとおりです。

第　号　平成　年　月　日

税務署長

1．延納許可（却下）額

延納税額の内訳	申請額	更正減等の額	許可額	却下額
緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額	円	円	円	
計画伐採立木に係る延納相続税額	円	円	円	
不動産等（立木）に係る延納相続税額	円	円	円	
動産等に係る延納相続税額	円	円	円	
計	円	円	円	円

2．分納税額及び分納期限

期間	分納税額 ①緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額	②計画伐採立木に係る延納相続税額	③不動産等（又は立木）に係る延納相続税額	④動産等に係る延納相続税額	本税計	利子税 ①に対する利子税（割合年　%） 税額	②に対する利子税（割合年　%） 税額	③に対する利子税（割合年　%） 税額	④に対する利子税（割合年　%） 税額	利子税計	合計	分納期限
第1回	円	円	円	円	円	円	円	円	円	※⑮	円	年　月　日
第2回												年　月　日
第3回												年　月　日
第4回												年　月　日
第5回												年　月　日
第6回												年　月　日
第7回												年　月　日
第8回												年　月　日
第9回												年　月　日
第10回												年　月　日
第11回												年　月　日
第12回												年　月　日
第13回												年　月　日
第14回												年　月　日
第15回												年　月　日
第16回												年　月　日
第17回												年　月　日
第18回												年　月　日
第19回												年　月　日
第20回												年　月　日
計				0						⑮		

申請どおり許可しない理由

※　第1回分欄の「計」欄の⑮の金額は、平成　年　月　日から平成　年　月　日までの期間の延滞税の額です。

◎　この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に当税務署長に対して異議申立てをすることができます。

66　物納制度と特定物納制度の相違

Q　物納制度と特定物納制度があるそうですが、どういった点が異なるのでしょうか。

A　物納制度と特定物納制度の違いについては、詳しくは解説の一覧表をご覧ください。

解　説

物納制度と特定物納制度の比較は、次のとおりです。

【物納制度と特定物納制度の比較】

項　　目	物　納　制　度	特定物納制度
申請期限	物納申請に係る相続税の納期限または納付すべき日まで	相続税の申告期限から10年以内
申請税額の範囲	延納によっても納付することが困難な金額の範囲内	申請時に分納期限の到来していない延納税額のうち、延納によって納付を継続することが困難な金額の範囲内
物納に充てることができない財産	管理処分不適格財産	管理処分不適格財産および課税価格計算の特例を受けている財産
収納価額(原則)	課税価格計算の基礎となった財産の価額	特定物納申請時の価額
物納手続関係書	申請書と同時に提出。物	申請書と同時に提出。提

類の提出期限	納手続関係書類提出期限延長届出書の届出をすることにより提出期限の延長ができる。	出期限の延長をすることはできない。
申請書または関係書類の訂正等の期限（補完期限）	補完通知書を受けた日の翌日から起算して20日以内までに物納手続関係書類補完期限延長届出書の届出をすることにより、期限の延長ができる。	補完通知書を受けた日の翌日から起算して20日以内で、期限の延長はできない。
収納に必要な措置の期限（措置期限）	措置通知書に記載された期限までに収納関係措置期限延長届出書の届出をすることにより、期限の延長ができる。	措置通知書に記載された期限までに収納関係措置期限延長届出書の届出をすることにより、期限の延長ができる。
物納却下の場合	却下された理由によって、延納申請または物納再申請ができる場合がある。	延納中の状態に戻る。 却下された日、またはみなす取下げの日もしくは自ら取下げをした日までに、納期限が到来した分納税額については、それぞれの日の翌日から１か月以内に利子税を含めて納付する。
みなす取下げの場合	みなす取下げされた物納に係る相続税および利子税を直ちに納付する必要がある。	
取下げの場合	自ら取下げはできるが、物納に係る相続税および延滞税を直ちに納付する必要がある。	
物納の撤回	できる。	できない。
利子税の納付	物納申請から許可による	延納期間について当初の

	納付があったものとみなされる期間（審査期間を除く。）について利子税※1（平成19年中の利子税は、4.4%）を納付する。	延納条件による利子税※2（基準割引率（旧公定歩合）が0.4%の場合、不動産割合によって、年2.1%～3.6%）を納付する。

※１　利子税は、年「7.3%」と「前年の11月30日現在の日本銀行の定める基準割引率（旧公定歩合）＋0.4%」のいずれか低い割合

※２　この場合の延納に係る利子税の割合は、その分納期間の開始の日の属する月の２か月前の月の末日を経過する時の基準割引率（旧公定歩合）に４％を加算した割合が7.3%に満たない場合に限り、現行の延納利子税の割合に、その基準割引率に４％を加算した割合が7.3%に占める割合を乗じて計算した割合（特例割合）が適用されます。

特例割合の計算式は、次のとおりです。

$$\text{延納利子税割合} \times \frac{\text{分納期間の開始の日の属する月の２月前の月の末日を経過する時の基準割引率} + 4.0\%}{7.3\%}$$

（0.1%未満の端数切捨て）

根拠法令等

相続税法41条１項～４項、42条１項～24項、44条、45条、46条、47条、48条の２第６項、52条１項、53条３項

租税特別措置法93条１項２項

93　共有財産の物納

Q　相続した土地は共有となっていますが、共有財産でも物納できるものでしょうか。

A　共有財産は、管理処分不適格財産に該当するため、原則として物納することができません（相税令18）。ただし、次の四つの場合には物納に充てることが可能です。

①　その共有不動産につき共有者全員が物納の申請をする場合（相税規21⑤）

②　その共有不動産が私道の用に供されている場合（相税規21⑤）

③　納税義務者が持分を分割して、単独で管理・処分するのに適当な財産とした場合（相基通41―９）

④　被相続人と財産を共有していた納税者が、被相続人の持分に応じて特定した財産を物納に充てる場合（相基通41―９）

解　説

１　全員が物納を申請する場合

「二以上の者の共有に属する不動産」は相続税法施行規則21条５項により管理処分不適格財産に該当することとされていますが、その不動産のすべての共有者がその不動産について物納の許可申請をする場合には、管理処分不適格財産から除外されることとなっています。

共有者のうちの１人がその持分だけを物納するとなると、国は他の所有者とその土地を共有することになり、共有財産を使用したり、変更したりするとき他の共有者の同意を得なければならず、国が管理・処分をする上で支障をきたすおそれが出てきます。しかし、共有者全員がその不動産を物納すれば国が誰かと不動産を共有する状態ではな

くなり、国が管理・処分する上での障害がなくなるので、収納に支障はないと判断されます（相税規21⑤）。

2　私道の用に供されている場合

私道の用に供されている土地は、共有者全員が物納申請する不動産と同様に相続税法施行規則21条５項により共有財産であっても管理処分不適格財産から除外されることとなっています。ただし、この場合は一体となってその効用を有する他の土地とともに物納の許可の申請をする場合に限られます（相税規21⑤）。

3　共有財産の分割

民法256条において「各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる」と定められています。したがって、納税者が共有不動産をその持分に応じて分割し、共有状態を解消することにより単独で管理・使用することが可能な状態にするのであれば、共有財産についても物納が認められることとなります（相基通41―９）。

4　被相続人との共有

被相続人と共有していた相続人が被相続人の持分を相続によって取得すると、その不動産については相続人が全部持分を所有することとなり、相続により取得した財産ともともと持っていた財産とを区別することが困難となります。そこで、上記３と同様に、相続により取得した持分を超えない範囲内で分割して物納しようとする場合には共有不動産についても物納が認められることになります（相基通41―９）。

5　分割した土地の価額

共有財産である土地を分割した場合の価額は、単純な面積按分ではなく、価額按分によって決まります（相基通43―４）。

分割した土地の収納価額は、正面路線価、側方路線価および奥行形状などによって差が生じます。このため面積に応じて按分するのではなく、価額による按分で収納価額を決定することになっています。

具体的な算式は、次のとおりです。

$$\text{分割土地の収納価額} = A \times \frac{B}{B+C}$$

A：課税価格計算の基礎となった分割前のその土地の価額

B：分割土地について、相続開始時の財産評価基本通達の定めにより評価した価額

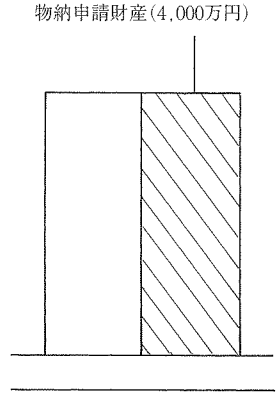
C：分割前の土地のうち、分割土地部分以外の土地について、相続開始時の財産評価基本通達の定めにより評価した価額

6　分割と納税額

土地を分割する場合、分割の形状についての指示を受けることはありません。原則では納税額に一致する評価での分割で不動産物納の定義に合致すればよいことになります。しかし、残りの土地の利用状況や個別要因によっては、評価額が一致しない場合もあります。

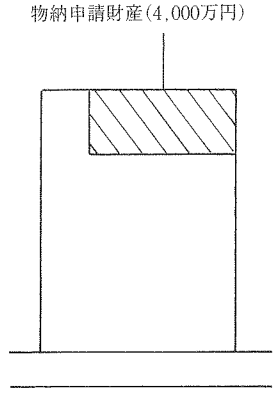
例えば、相続税額4,000万円の納付のために、１億円の土地を分割するとします。その場合、次のようなケースが考えられます。

① 分割した部分がちょうど納税額の4,000万円に相当し、分割した土地も残りの土地も通常の用途に使用することができる場合



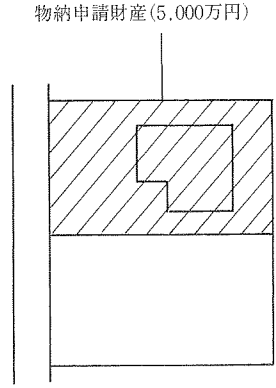
② 分割した土地が、形状からして通常の用途に使用することができない場合（対象地が無道路地となってしまう場合など）

この場合、物納は認められません。



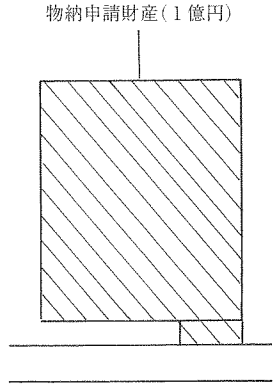
③ 通常の用途に使用できるように分割すると、納税価額を超過する場合（建物も含めて収納する場合、建物位置、建坪率等を考慮し、納税額での分割が困難など）

この場合、収納された場合は1,000万円が還付されます。



④　分割してしまうと、通常の用途に使えない土地である場合

この場合、相続財産全部の物納も認められますし、6,000万円が還付されます。



（注）　相続財産の中に他に適当な財産がなく、物納に充てようとする財産の性質・形状等の特徴により、やむを得ない事情があると認められた場合に限り、物納申請税額を上回る価額の財産による物納（超過物納）が認められます。

詳細はQ103を参照してください。

根拠法令等

相続税法施行令18条
相続税法施行規則21条５項
相続税法基本通達41―３、41―９、43―４
民法256条